

平成 30 年度

隨時(備品)監査報告書

下諏訪町監査委員

30監委第30号
平成31年3月25日

下諏訪町長 青木 悟様
下諏訪町議会議長 林 元夫様

下諏訪町監査委員
宮澤孝良
中村奎司

平成30年度随時（備品）監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時（備品）監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

目 次

ページ

1 監査の概要	1
2 監査目的	1
3 監査内容及び方法	1
4 監査の結果及び意見	2
5 平成29年度随時監査結果及び意見と措置状況	5

1 監査の概要

- (1) 実施日 平成31年2月6日(水) 午前10時00分から
- (2) 監査対象 防災倉庫(体育館・赤砂崎公園)・第10区自主防災会
- (3) 出席者 総務課 今井慎二 危機管理室長
小林和也 主査
監査委員 宮澤孝良 代表監査委員
中村奎司 監査委員
同事務局 田中美幸 次長

2 監査目的

町の設備、備品には専ら職員等が業務で使用するものほか、観光、文化、スポーツ、芸術、学習等の分野では観光客や町民等が利用する目的で取得しているものがある。

備品の管理・運営状況について、施設での利用状況も含め、順次監査を実施しており、平成27年度は町総合文化センター、平成28年度は「おんばしら館よいさ」、平成29年度は埋蔵文化財センターの備品を対象に随時監査を実施してきた。平成30年度は防災倉庫等の備品を対象とし、食料品については町財務規則では備品とはされていないが、平成30年度事業で分散備蓄を図ったことから、地区防災会の食料備蓄についても防災の観点から監査を実施することとした。

3 監査内容及び方法

備品の管理状況を聴取し、備品台帳・備品配置図と現物との照合、使用状況の確認、備品シールの貼付状況の確認、保存期間の確認を行った。

4 監査の結果及び意見

(1) 概況

① 下諏訪町は災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、下諏訪町防災会議が作成する「下諏訪町地域防災計画」に沿って、災害時における救援救護活動及び応急復旧活動に必要な資機材等の備蓄を進めている。

備蓄は町指定避難所への災害用備蓄品の整備と合わせ、町防災倉庫にも備蓄されている。体育館の倉庫をはじめ、コンテナ倉庫、防災センター内のほか、平成26年4月には赤砂崎公園に3か所設置された。このうちの一つは、赤砂崎公園防災ヘリポート横に設置された、燃料、発電機、コードリール等を保管している燃料庫に隣接しており、マンホールトイレ等の災害用備蓄品のほか、ヘリポートで使用する夜間照明、吹き流し等の備蓄もしている。

② 食料品等の備蓄は「下諏訪町地域防災計画」に沿って、人口の5%の2食分の備蓄に努めており、平成29年度には家庭用災害備蓄品普及促進事業として、各家庭に災害備蓄品のあっせんを行い、平成30年度の事業では災害用備蓄食料を各区自主防災会に配備し、食料分散備蓄を図った。

(2) 備品管理状況

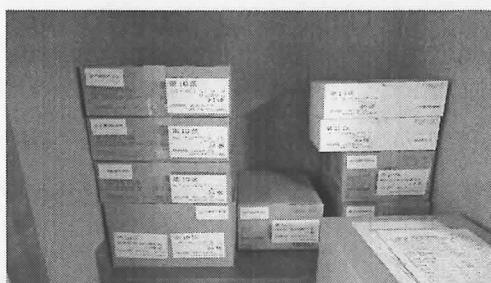
今回は体育館倉庫、赤砂崎公園倉庫、第10区自主防災会（富部地区公民館）の3か所について、実際に現地に行き確認した。

① 各備品については備品一覧表、配置図どおりに設置され、「備品シール」は貼付になじまないものを除き、備品に応じ付されていた。また、倉庫内はおおむね整理整頓、管理されていた。

② 「下諏訪町地域防災計画」によると、食料品等の備蓄は人口の5%の2食分程度を目安としている。そのうちの1食分（平成30年2月1日現在住民基本台帳人口20,449人）にあたる、1,024食数の備蓄を各地区防災会へ分散備蓄されている。

今回は、第10区について、備蓄品は富部地区公民館内、屋外防災倉庫に適正に管理されていることを確認した。また、食料品については賞味期限が切れる前には防災訓練等で消費し、同数を継続的に配備し保管していくことであった。

なお、町防災倉庫での食料備蓄数を合わせると、「下諏訪町地域防災計画」による人口の5%の2食分は備蓄されていることとなる。



第10区食料品の備蓄

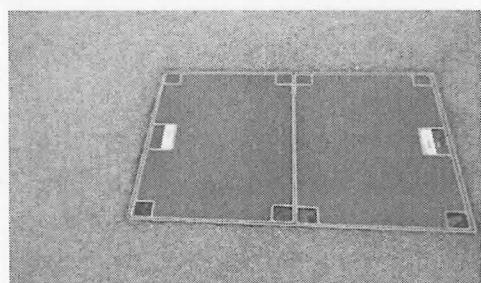


第10区防災倉庫

- ③ 赤砂崎公園には「公衆トイレ横」、「多目的広場」、「管理棟横」にそれぞれ防災倉庫が設置されている。主には防災用テント、トイレテント、ヘリポート境界誘導灯等が備蓄されている。また、屋外に設置された災害時用マンホールトイレの確認も行った。



赤砂崎公園管理棟横倉庫



災害時用マンホールトイレ

- ④ 体育館防災倉庫には、発電機、テント、ストーブ、災害時用簡易トイレ、避難所用間仕切り等が保管されていた。ほかには消耗品として多くの毛布が保管されていることを確認した。



体育館防災倉庫

5 意見

- ① 第10区の防災倉庫監査には理事者3名のほか、担当管理者も同席され、防災意識の高まりを感じられた。
- ② 備蓄倉庫、公民館等は夜間施錠されていることが多い。有事の際の連絡先が明記されたものを入口に掲げておく必要はないか検討いただきたい。
- ③ 担当課では備品台帳とは別に、備品や備品には該当しない備蓄品についても、各倉庫別に備蓄品状況一覧表を作成し、種類別管理がされていた。
備品台帳については、備品番号の付番方法が不明なため、種類別、場所別など体系的に管理し、災害時にすばやく対応できるようシステムの活用またはシステムの改善をすることが望ましい。
- ④ 防災倉庫には照明のない倉庫もある。隣の管理棟には懐中電灯が設置されているとのことであるが、夜間の災害等に対応するためには、懐中電灯等を倉庫入口に設置する等の検討をいただきたい。
- ⑤ 体育館倉庫には備品数が多いためか、管理に苦慮されているように見受けられた。配置場所に備品名が明示されており、管理意識の高さを認められたが、誰が見ても一見して状況がわかるような種類別保管方法を検討いただき、整理整頓を求めたい。そのためには、倉庫入口に備品配置図を掲示することが効果的と考える。

※ 指摘された事項については、対処し報告願いたい。

平成29年度随時監査結果及び意見と措置状況（埋蔵文化財センター）

【監査の結果及び意見】

(1)

備品システムから出力される備品受入票を確認すると、平成29年4月1日の取得日に対し、起票が平成30年1月となっているものなど、日数の経過した票が散見された。取得後すみやかに起票するよう改善いただきたい。

(2)

1階事務室備品配置図に記載のない個人所有のパソコンがあり、事務が行われていた。自宅に持ち帰ることもあるとのこと。個人情報の取り扱いはないとのことであるが、業務に不可欠な機器であれば私物で賄われていることは改善が必要と考える。なお、プリンターのみ備品登録されたものが配置されていた。

(3)

備品監査時に、埋蔵文化財センターに隣接する儀象堂は改修工事中であった。儀象堂の備品の一部が埋蔵文化財センター内に保管されていた。工事中の一時保管とのことではあるが、職員の覚えだけに頼ることなく、経過を明確にしておくことが望ましい。

【措置状況】

備品購入に係る支出伝票起票時に併せて備品受入票を起票するよう改善、徹底しております。

個人所有機器に頼らず、必要な機器は正規に調達するよう改善しました。

なお、本件に係る個人所有パソコンについては、埋蔵文化財センターが指定管理者による管理へ移行したことに伴い、現在は同パソコンによる事務は行っておりません。

また備品登録されたプリンターについては、同センターの指定管理者所有のパソコンを用いて展示パネル等印刷に使用しております。

施設間の備品等の移動に際しては、リストを作成するとともに、職員間で共有するようにしました。

なお、本件に係る備品は全て儀象堂に戻っています。

